

特集／伝統文化の後継者養成の推進

■巻頭言		
伝統文化の後継者養成の推進	若松澄夫	4
■論文		
伝統芸能の後継者養成の現状と展望 ——国立劇場の後継者養成事業を中心に——	平島高文	6
伝統工芸の後継者養成の現状と課題	柳橋 眞	10
■事例紹介		
重要無形民俗文化財「綾子舞」の伝承者養成のあゆみ	伊東 勉	14
選定保存技術「玉鋼製造」「日刀保たたら」創設20年を迎える	鈴木卓夫	16
■施策紹介		
伝統文化を未来に継承するために	文化財保護部伝統文化課	18

連載

●随想／もう一つの言葉、メロディー	林 哲司	20
●海外だより 海外の文化事情／英国篇(1)		22
●歴史の道——いにしえをたどる④	国頭・中頭方西海道	23
●メセナ紹介／8	(財)五島記念文化財団	26
●言葉の小窓——新「ことば」シリーズより——／8		28

ACA(Agency for Cultural Affairs)NEWS

・第44回 日本伝統工芸展	29
・箱根富士屋ホテル登録文化財に	32
・登録文化財 登録プレート配布始まる	32
・平成9年度 アーティスト・イン・レジデンス事業	33
・平成9年度 「国際音楽の日」記念事業	34
・平成9年度 海外展	36

イベント案内

・奈良国立文化財研究所飛鳥資料館「遺跡を測る」／37	・12月の国立劇場／41
・東京国立博物館「特別展観 百済鏡音」／38	・新国立劇場 オン・ステージ／42
・国立国際美術館「重力——戦後美術の座標軸」／39	・芸術文化振興基金ニュース／44
・東京国立文化財研究所 文化財の保存に関する 国際研究集会開催のお知らせ／40	・表紙解説／編集後記／48

■特集■ 伝統文化の後継者養成の推進

《巻頭言》

伝統文化の後継者養成の推進



文化庁文化財保護部長 若松澄夫

はじめに
日本には、能や歌舞伎などの伝統芸能、陶芸や染織などの工芸技術、年中行事などの風俗慣習、民俗芸能、文化財の修理技術などのさまざまな無形の伝統文化がある。

人から人へと今日まで脈々と受け継がれてきたこれらの伝統文化を後世に守り伝えていくことは、今を生きる我々の使命である。

近年、生活水準の向上と余暇時間の拡大等により、国民の間では文化に対する志向が強まっており、伝統文化に対してこれまで以上に目が向けられている。また、国際交流の機会がますます増していく中、我が国の「顔」としての伝統文化を振興し、発展させていくことへの国内外からの要請も高まっている。

その一方で、後継者不足や高齢化の問題、さらに採算性の問題など、伝統文化を取り巻く環境は現在の社会においては大変厳しいものになっている。

保護の施策

文化庁としては、我が国の貴重な共通財産である伝統文化を保存・継承していくため、あらゆる施策を講じなければならぬ。

国においては、文化財を体系的に保護するため、昭和二五年に文化財保護法を制定した。それまでも、「古社寺保存法(明治三〇年)」「昭和四年(ちなみに今年に同法が制定されて一〇〇年に当たる)」、「史蹟名勝天然記念物保存法(大正八年)」「昭和二五年)」、「国宝保存法(昭和四二五年)」、「重要美術品等ノ保存ニ

関スル法律(昭和八二五年)」など有形の文化財を保護する法律はあったが、無形の文化財の保護に関する規定は、文化財保護法において初めて設けられたものである。この後、幾度かの改正を経て、

- ①演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的財産で我が国にとつて歴史上・芸術上特に価値の高いものを指定し、保持者・保持団体を認定する重要無形文化財の指定・認定制度(昭和二九年法改正により創設)
- ②衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものを指定する重要無形民俗文化財の指定制度(昭和五〇年法改正により創設)
- ③文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定し、保持者・保存団体を認定する選定保存技術の選定・認定制度(昭和五〇年法改正により創設)

また、法律の整備だけでなく、重要無形文化財保持者・保持団体や選定保存技術保持者・保存団体の行う後継者養成事業に対する支援や、地方公共団体や保存会が行う無形民俗文化財の伝承教室や現地公開に対する支援なども行っている。

伝統文化を後世に守り伝えていくために

去る一〇月一二日、文化庁と愛知県教育委員会、犬山市教育委員会などが主催する国際民俗芸能フェスティバルの開会式に出席するため愛知県犬山市を訪れた。国際民俗芸能フェスティ

バルは、アジアの民俗芸能団体を日本に招へいし、日本の民俗芸能と一緒に公開するもので、平成八年度から実施しているものである。

同フェスティバルには、韓国の結城農謡(キョルソンノンヨ)保存会、フィリピンのミンダナオ島のクラタ・バゴボ芸能団の二つの団体が出演し、日本の民俗芸能「四団体と二日間」にわたって公演を行った。当日は、犬山市の祭りと同じ重なるが、多くの人が入場され、会場は大変な熱気で満ちあふれていた。特に印象に残ったのは、出演を控えている団体の年配の男性が、まわりの青年達に熱心に指導し、それを見習い若者たちが一生懸命、目を輝かせながら、それでいて楽しそうに練習をしていたところである。そこに伝統文化の揚々たる未来を見た思いであった。このような人たちがいる限り、伝統文化は継承されていくであろうし、私たちも努力していかなければならないと改めて実感したのである。

大切な伝統文化を未来へと守り伝えていくためには、特に次代を担う子どもたちに伝統文化に触れる機会を増やしてもらうことが重要である。

そこで、文化庁においては、平成一〇年度概算要求において子どもたちがふるさと歴史や文化に誇りを持ちながら心豊かに成長していくために、地域の民俗芸能や伝統工芸などに関する子どもたちの参加体験や学習機会の提供など、地域における次の世代への文化継承活動の推進を支援する「ふるさと文化継承活動支援事業」や子どもたちが親や地域住民とともに、地域の歴史・文化について学び、あるいは触れ合うことのできる場として史跡等を複合的、総合的に活用するモデル事業として「ふれあい歴史のさと事業」を要求しているところである。

1 伝統芸能の後継者養成の現状と展望

— 国立劇場の後継者養成事業を中心に —

《論文》

日本芸術文化振興会理事

平島高文



はじめに

現代のように成熟期を迎えようとする社会にとつて、伝承がひととき大きく輝きを増すように感じられるのは、現代の社会思潮があざかって大きいものがあると思います。

わが国の伝統芸能でみれば、雅楽の一〇〇〇年を越える歴史、さらに能楽の約六〇〇年、歌舞伎、文楽の約四〇〇年、またそれらに匹敵する邦楽と邦舞の歴史を支えてきたのは伝承そのものですが、戦乱および社会の激変変革期における関係者の伝承の実行に際する労苦、平和な時代の文化の最盛期におけるゆとりのある伝承の授受とでもいうように、伝承それ自身が大きな振幅を持ちながら現代にまで到達しているように思えます。

そして戦後という社会の変革期を経て、こ

れから迎えようとしている成熟した社会での伝承は、現在一般的に伝統芸能がおかれていた困難な状況そのままに、変革期の伝承の労苦をひきずりながら社会のみ平和な時代として成熟してゆくというような、およそ伝統芸能にとつては、これまでに経験したことがない困難な状況を迎えているように思えます。

しかし、時代の進化にともなう世界的な視野において、この伝統の伝承ということが新しい価値をもちつつあり、わが国の二〇〇〇年の歴史とともに世界に向かって発信する大きな視座を占めようとしていることは確かかなようです。

わが国の伝統芸能の後継者養成は、基本的には、師匠と弟子という個人的な関係を重視して行われてきました。また江戸時代に確立したとされるいわゆる家元制度は、確実な芸

あるなかで、現在のようなかたちでスタートさせるには、担当者の大変な努力に委ねられることになりました。

歌舞伎俳優研修は養成事業の試金石でもありました。研修開始九カ月後の初めての試演発表会から、二年間の研修を修了する卒業発表会までの四回の舞台の実りある成果をたどりながら、賛同者を増やしつつ評価される実績が年々積み重ねられてゆくようになりました。まさに現在あるのはご指導に当たられた先生方の努力の結晶です。

文楽研修

歌舞伎俳優研修に次いで、昭和四七年五月(財)文楽協会協力のもとで始められたのが文楽研修です。歌舞伎俳優研修の一期生の例があるとはいえ、芸質の違う文楽の研修開始はそれなりの不安と困難は伴いましたが、講師の先生方、担当者と関係者の努力により無事発足しました。

伝統芸能の後継者の不足傾向は、既に昭和三〇年代後半にはその兆しをみせ、その後日本経済の高度成長期に向かって顕著な現象となりました。人々が物質的な豊かさを求めるあまりの反動だったのでしょうか。

民俗芸能として国の重要無形民俗文化財に指定されている各地の芸能の後継者難がいわ

の伝承という意味で大きな役割を果たしているといえましょう。しかし、特に戦後、多様な芸能文化が享受されるようになり、その芸能の後継者である若者は、自身の目前に非常に多くの多彩な選択肢を用意される時代となりました。その中で伝統芸能の魅力に気づいた若者が、その後継者になる道も、従来の手法に加えて、さらに多様に用意される時代となったと申すべきでありましょう。

日本芸術文化振興会・国立劇場が実施している伝統芸能伝承者養成事業は、このような事態を踏まえ、関係各団体等の協力を得て実施しています。ここで養成事業の現場からの報告をもとに国立劇場の養成事業を紹介し、伝統芸能の後継者養成の現状と展望をまとめてみます。

はじめたのも同じ時期で、兵庫県の淡路島南淡町の人形浄瑠璃館の淡路人形座では、昭和六〇年から人形浄瑠璃の後継者をめざす若者達を町役場の職員とする苦肉の策をとるようになりました。

パブルがはじけ世の中が落ち着きを取り戻しつつある今、全国各地の民俗芸能の上演活動が活発さを増し、途絶えていた地芝居の復活が報じられたりするのは喜ばしいことです。しかしその時の勢いが国立劇場の養成事業の下支えをしてくれるようになるのは、まだ先のことのようです。

とりあえず師匠方と関係者の努力により、文楽の養成も軌道にのり四半世紀の歲月の流れとともに現在第一七期生が研修中であり、技芸員総数八八名中研修出身者が三六名を占め、その割合は四〇・九パーセントになっています。

その他の研修

歌舞伎音楽竹本の研修は松竹(株)、(株)伝統歌舞伎保存会、(株)太夫協会の協力のもとに昭和五〇年九月に開始。現在一五期。

寄席囃子研修は昭和五五年一月、(株)落語協会、(株)落語芸術協会の協力のもとに開始。第九期養成により充足し平成七年より休止中。歌舞伎音楽鳴物研修は昭和五六年一二月、

歌舞伎俳優研修

昭和四一年一月国立劇場が開場すると同時に、伝承者の養成を担当する養成課は組織としては発足しました。しかし実際に養成事業が開始されたのは、昭和四五年六月(財)伝統歌舞伎保存会との協力のもとに始められた歌舞伎俳優研修からでした。ほぼ四年間の準備期間を経るなかで、研修生募集に際する適正人数、養成期間、カリキュラム等審議する会合が重ねられました。

歌舞伎俳優の職域に限らず、総合芸術である歌舞伎の舞台を客席からみていて、どのセクションを取り上げても一体どこから手をつけたら伝承事業が成り立つのか誰しも途方にくれるところです。従来は習うより慣れろでこの道を志す若者は各現場の下働きをしながら、肌で仕事の仕方を吸収し身につけてゆきました。年齢もティーンエイジャーかさらに幼い子どもたちでした。今のように二〇歳過ぎの人達まで含めて後継者の養成教育をすることは、とても常識では考えられないこととされてきました。そして基本的には、伝統芸能の伝承はマンツーマン方式であり、歌舞伎の演技の習得は実践の舞台以外にはなく、とても学校の教室で教えるようなものでないと思われました。そのような根強い旧弊な意見が

松竹柳、(伝)伝統歌舞伎保存会、歌舞伎囃子協会の協力のもとに開始。現在一〇期。
能楽(三役) 研修は昭和五九年七月、(伝)日本能楽会、(能)能楽協会の協力のもとに開始。現在五期。

太神楽研修は平成七年九月、日本演芸家連合、太神楽曲芸協会、(伝)落語協会、(能)落語芸術協会の協力のもとに開始。現在一期。

右が開始された年代順の養成事業です。それぞれの芸能の実演家にとって、自分達が携わっている芸能を次代に引き継ぐのは避けられない義務なのですが、前にも述べたようにその志望者の減少はいかんともしがたく、特別な事情がない限り人材の確保は困難の極みです。国立劇場の養成事業は、その緊急度の高いものから着手されています。近い将来長唄、常磐津、清元、浪曲の曲師などの養成についても要望が出されるのではないかと予想されています。

平成七年九月、最近に開始された太神楽を例にとると、太神楽の実演家の総数が二〇名ばかりになり、平均年齢も五〇歳代の半ばを越すような状況を迎えていました。どの芸能種目でも同じことですが、太神楽の場合も一般から募集した若者達に、研修を通して本当に太神楽の曲芸を教え込むことができるのか、

なっています。これら公演には歌舞伎俳優研修修了者はもちろんのこと、歌舞伎音楽竹本鳴物の研修修了者も参加し活躍しています。

歌舞伎の舞台では「立廻り」も観客にとって大きな楽しみです。捕手、四天、奴等の役を受け持ち、機敏にみずみずしい集団演技を披露している俳優の大半は研修修了者の若者達です。六月歌舞伎座「新薄雪物語」序幕新清水花見の場で、奴妻平に扮した尾上菊五郎丈からんだ奴の立廻りは記憶に新しいところです。今や日本の伝統芸能歌舞伎は、国立劇場の研修修了者抜きでは考えられなくなり、この実績は年を追うとともに大きくなりました。この実績は年を追うとともに大きくなり、他の芸能種目にも及んでいきます。もう手を挙げて喜んでいられる状況とは思いませんが、養成事業の重要さがますます大きくなる趨勢にあることは否めません。

大阪道頓堀松竹座開場を機会に、上方歌舞伎復興のため上方歌舞伎俳優の養成を目的として、松竹柳により開塾された上方歌舞伎塾は、伝統芸能存続を困難ならしめている今の時代に大きな意義をもつとともに成果が期待されています。

FIG

日本文化のなかで歴史または伝統という分野について、どのような認識をもつことが、

迷いとともに始まる研修です。それが順序よく基礎から丁寧な指導が繰り返されることによって、舞台上で試演の発表会が行われるころには立派な仕上がりを見せてきます。先生方の熱心なご指導に頭が下がるのはいつものことですが、習う研修生の一生懸命な姿にも感動があります。しかしこの段階で何か不足しているものはないか、養成担当者に神経の休まる間はありません。歌舞伎俳優研修の第一期生の初の試演会の直後、発声の不十分なことに基づき「発音・発声」の教授科目をカリキュラムにとりこみました。常に試行錯誤の連続のようです。

太神楽研修は六名の研修生で始められ、二年を経過して現在三名が研修を続けています。研修の日常は、他の芸能種目と同様一週間のうち土曜日・日曜日を除いた五日間で、コマ八〇分の授業を午前二コマ、午後二〜三コマをこなすハードスケジュールです。直接的な太神楽の曲芸の習得は当然なこととして、日本舞踊、長唄、発音・発声、体操、作法など多岐にわたっています。現代っ子の研修生にとって、ジャンルを問わず共通して苦手なことに正座があります。芸は礼に始まるとされる基本に従い、日常の挨拶などを含めて礼儀を厳しく仕込まれます。礼儀にかなった正

日本国民としてふさわしいかということが、これほど曖昧になっている時代はないのではないかと思います。物に恵まれた平和な時代の生活を樂しむあまり、文化的精神的求心性を失っているのだと思います。さらには、ポードレスの概念が広がりがグローバルな発想が導ばれる今の風潮がつくる物理的な困りを取り払ったような状況がそれに拍車をかけているようです。

このような時代を迎え、伝統文化に携わっている私達が手をこまねいてばかりはいられません。社会のみならず一緒に考え実行してゆかなければならないことは、伝統文化を享受することで日本人の豊かな精神土壌をつくりだし、そこで培われ養われた思想によって潤いある未来社会とともに創造することです。このことは、国際社会の一員としても大きな義務なのだと思います。

伝統芸能は伝統文化の一翼を担っています。劇場には魅力的な公演が要求され、関係者はそのための不断の努力を重ねることになり、また、その公演を支える観客もいなければなりません。舞台上で上演される芸能が代々その魅力ある輝きを失わず継承され観客を堪能させていくためには、日本社会全体の理解のもとに、伝統芸能の後継者が大切にされる環境づくりが必要です。

座立ち居振舞いを身につけてこそ一流の芸能実演家をめざすことができます。いま最終年の研修に励んでいますから、来年三月にはめでたく研修を修了した太神楽の世界に巣立つてもらいたいものです。

既成者研修

以上、基礎に重点を置いた新人研修は二〜三年を修業年限としていますが、新人研修修了後が本当の勉強の期間なのだと思います。国立劇場では、各人がそれぞれの道での芸能実演家としてより大きく完成をめざすことができるよう、国立劇場の研修修了者も含めた既成者の研修にも力を注ぎ、研修発表公演等を行っています。

その例として、今年八月国立劇場小劇場で公演された「稚魚の会」、「歌舞伎会」、大阪文楽劇場で公演された「上方歌舞伎会」は大きな成果を収めることができました。

歌舞伎俳優研修を開始して三〇年近くたつて、当時二〇歳だった青年達も五〇代の年齢に達しました。この研修公演がやがては本公演になり、日本の伝統芸能の一端を支える日を夢みて研鑽を積んでいます。以上のほかに「梅桜会」、「右近の会」、「葉月会」など若手の歌舞伎公演は年々盛んに公演されるように

国立劇場の後継者養成事業は、この事業が意図する使命が社会に理解されるための普及活動を推し進めるとともに、伝承者としての優秀な人材の育成につとめています。一層の理解と協力をお願いします。

また、一般に伝統を大切にすることを心がけるが、一段と大きくなることを願ってやみません。



歌舞伎俳優研修生の授業風景
(尾上松太郎氏の指導による立廻りの稽古)

2 伝統工芸の後継者養成の現状と課題

【論文】

金沢美術工芸大学教授
柳橋 眞



はじめに本誌の奥付に、「意見にわたる部分については、筆者個人の見解である」という断りがあることを強調させていただきます。養成事業については、常日頃、御苦勞されている担当者が、最も詳しく正確に承知されています。ただ、「少し離れて、振り返ってみる」というのが、以下の拙文です。

現状——三つの特徴

産地にとつての後継者養成の問題は、生物にとつていえば生殖問題であり、種をどうやって保存するかという生物の最大の課題にあたります。後継者養成の問題を、産地が今後どうあらねばならないかという、将来の問題と切り離して、狭く研修方法の枝葉末節を論じても実りないものです。

正直言つて、後継者養成がうまくいかないから、たびたび論議されるわけですが、後継者がいないということは、産地が明日、滅びるんにしても、すでに数十年に及ぶ経験を持っています。したがって、その養成事業は自分の技術を高い水準で維持し、さらに向上させるといふ意味も含んでいます。つまり「技を磨く」わけです。

通産省などの養成事業では、とかく初級者の講習というイメージが強いのですが、文化庁の場合はすでに基礎のできている人を相手に、さらに高度の技を学んでもらうのが原則の考えです。

さて、文化庁の施策では表向き、産地を対象としていません。しかし、石州半紙のように産地を丸ごと抱えている場合がいくつもあります。また、輪島塗の場合のように、頂点のみをとらえた場合でも、その八本の根は産



「久留米餅」技術伝承者養成事業

ということですが。後継者問題は、産地全体の方に繋がります。若い人が後を継がないということは、産地に魅力がないということとです。そして、産地の将来に不安があるからです。

文化財保護でいえば、無形文化財の指定や認定は、後継者養成につながることであります。今回、私は後継者養成問題を、指定・認定の歴史やあり方とも関連づけてみていきたいと思っています。

文化庁の補助を得て、養成事業に努力されている団体の名称をみると、「輪島塗技術保存会」などと、産地名が印象づけられます。重要無形文化財の認定基準には、とりわけ産地を指していないのですが、長い歴史を持ち、高い評判を獲得し、風土の特色があらわなものといえは、自然と産地に落ち着きます。産地を代表する職人や作家が「技術保存会」をつくり、養成事業の指導陣となるわけです。

地全体に広がっているのですから、産地の事情と密接に関係があります。

産業自体の補助は、先ほど述べた通産省が伝統的工芸品産業の振興策で行っています。伝統的工芸品産業を歴史から、技術から、技術者の分布や組織からと、各面から細かく指定要件を設けて指定しているのは、文化庁の方法と似ています。

文化庁（その当時は文化財保護委員会でした）の無形文化財保護の施策は、終戦から一〇年たっても続いていた混乱期の中から始められました。

伝統工芸はとかくぜいたく品、不要不急の高級品とみなされがちです。復興の進んだ分野では「もう戦後ではない」という勢いなのに、伝統工芸の復興は遅々と進まず、「回復はあり得ない」と絶望視されていました。そうした情勢で、無形文化財という耳慣れない指定をはじめたのですから、普及に精一杯で、十分な経済的な裏づけには手がまわりかねました。

昭和三二年に指定された久留米餅くろみもちの代表者の森山とよのさんが、その重責に悩みぬいて亡くなりました。それが本格的な養成事業につながったといわれます。

昭和三〇年代から四〇年代にかけては、高度経済成長の嵐でした。農村の人口が大量に都会に流れたので、農村に基礎を持つ伝統的

輪島塗のような大産地では、大勢の技術者から代表者が選ばれます。特に輪島塗では昔から時給・沈金ちしんという加飾や漆塗り、そして指物木地などと八職に職人が分かれていたため、その八職を代表する職人や作家で技術保存会が結成されています。

一方、和紙の「石州半紙技術者会」は、現在、六軒の戸主あるいはすでに経営の責任を担っている息子たちでつづられています。地元元の島根県三隅町には他に紙漉きの家はありません。紙漉き作業は一家あげての労働です。紙を漉く人、干し板に紙を貼る人、楮皮を煮たり、叩く人、ちりを取る人などが少なくとも二、三人必要です。したがって石州半紙の生産に従事する人が二〇人ほどはいるはずで、研修会には全員が参加します。石州半紙では産地全体のすみずみまでが認定の枠の中に入っているといえます。

その養成事業ですが、ちり取りのおばあさ工芸品産業には危機感でした。四〇年代後半には高度経済成長の歪みを社会全体が反省します。そこで生まれたのが、通産省の伝統的工芸品産業の指定でした。安達文化庁長官に、「君ら工芸技術者の仕事が無くなってしまうぞ」といわれ、国会討論の資料を一生懸命に集めたものです。通産省にしては方向転換ともみえた新政策のため、最初は農林省や文化庁も参加して論議したものです。文化庁の経験が取り入れられて当然だったのです。

第二の特徴として、漆芸や染織などの技術の違いで、養成方法も大きく変わってくることに挙げられます。

漆芸では、香川県漆芸研究所や石川県立輪島漆芸技術研究所という立派な建物を建て、毎年、養成費用を補助しています。美術大学に昔から漆芸科があるように、漆芸の養成は学校教育のカリキュラムになじみやすく、これらの研修施設では研修生を応募し、数年間の研修で卒業させています。

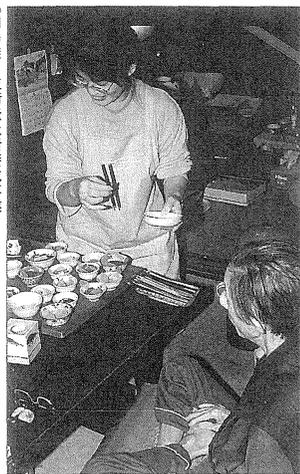
一方、輪島塗技術保存会では、漆芸史上の優品を、老練な会員と若い技術者が組んで模造する方法で、会員は自らの技を磨き、若い技術者は力量を高めています。技術保存会の会員には、研修所の講師を兼ねている人もいます。高水準で研修所の養成を補っているわけです。

ここで注目したいことは、輪島塗と称して

課題 産地機能の再生

現在の重要無形文化財の保持者の多くが作家であることや、日本伝統工芸展で活躍する若い作家が産地を離れて、大都会に出ていることを指して、創作は産地と断絶しているのではないかと、という人がいるかもしれない。

しかし、漆を掻き取る職人や漆塗りの刷毛を作る職人は、数少ない作家のためではなく、数多くの器物を塗っている大勢の漆塗りの職人がいるから仕事が続いているのです。こうした原料づくりや用具づくりが成り立つためには、最小限何百人などという限界があることを知らねばなりません。伝統工芸の作家であるならば、たとえどこにいても、母なる大地ともいべき産地の恩恵を受けて、原料や用具を手に行うことができるのを忘れてはな



「輪島塗」技術伝承者養成事業

定したものの保存という内容を持ちます。なお、出来上がった反物を長年の間、絶やすことなく購入し続けて、この事業を維持してきた問屋さんの支援も忘れてはならないでしょう。

伝統工芸の養成の三番目の特徴は、いずれの養成事業も長期にわたることです。通常の補助金ならば、数年で所期の目的を達成したと完了します。しかし、文化庁の養成は認定以来、数十年に及ぶものも珍しくありません。伝統工芸の世界は、初歩の修業にも一〇年でまだまだ、という息の長さがあります。さらに高齢者が引退する数に比べ、若い後継者の補充が圧倒的に少なく、常に養成の必要に迫られる現実があります。

一年あたりとしては僅少の金額であっても、長年に及べば巨額となります。当然、効果を云々する批判も生まれましょう。

だが、多くの産地で、この補助金は、毎年確実にあてになる援助となつていきます。小さな産地では、産地を支える重要な柱です。補助金の精神的な側面、つまり「我々は決して見捨てられていない」という信頼感を与える力は大きなものです。私どもは、文化庁の認定と、その後の補助の励ましがなかったならば、とうの昔に姿を消している貴重な技術や産地が多いことを断言できます。

しまいました。

もはや、伝統工芸の業者数などという統計数字は次第に意味を失いつつあります。一軒といつても、高齢となった職人が月に何度、仕事場に入っているのでしょうか。現在の職人の一人当たり、あるいは一軒当たりの生産量は、一〇年前のそれと比較にならなく減つていきます。問題の本質は数字ではなく、業者や産地の「機能喪失」という実質の問題にあるからです。

暗い話ばかり続きましたが、絶望しているわけではありません。「武士は最後まで闘いながら死んでいくものだ」。この言葉は亡くなった越前奉書の保持者若野市兵衛さんのものでもあります。

昭和四三年に、この越前奉書など数件の和紙の指定が行われました。その時に、「いつの日か、越前奉書などという個々の名称ではなく、和紙という総称で指定しなければならぬ時が来るだろう」と思ったものです。まだその時ではありませんが、近づいたことは実感します。

そこで私は考えるのですが、日本全体を一つの産地と考え、各地に本来の産地が有していた「機能」を配置することです。突飛な話に聞こえるかもしれませんが、現実文化庁もすでに実施していることです。

たとえば和紙の各産地には、かつて必ず黄

いるが、狭い意味の輪島塗技術の特色を追いかけてはいず、わが国の漆芸技術の最高級のものを取り入れようとしていることです。そして研修所の創設者ともいえる松田権六さん（蒔絵の保持者で伝統工芸界の指導者でもあった）の理念から、単に技の修練にとどまらず、意匠力を高めることを最終目標にしていることです。そこから「優品模造」や「図案日誌」という、独特な養成方法が大切にされています。

染織の中でも、最も徹底した方法がとられているのが、先に述べた久留米絨です。指定要件に基づいた厳しい検査基準に合格した久留米絨を、毎年、一定数生産する費用を補助しています。織り上がるまでには、絨の手くびり、天然藍による染め、手織りなどと、幾つもの工程が、違う家の手を経るのでですから、地元では複雑な生産計画を立てられます。一見、生産費補助のかたちを取りますが、中級者の技の向上、高級者の技の磨き、そして指

導する場合もあります。

それでは、今、その母なる産地は健全なんでしょうか。本来、産地は協同体意識を基礎としながらも、自らの力で販路を探し、原料や用具を確保し、各々の家で後継者を育ててきたものです。

現在重要無形文化財に指定されている柿右衛門（濁手）や色鍋島（保存会）は養成の補助金を受けていません。それは決して養成が行われていないのではなく、日常の制作活動の中で自然に、長年の知恵を働かして後継者が育てられ、技が磨かれているのです。これが産地の理想の姿であるとともに、本来、どこでも同じ姿であったし、そうした活力を備えていたはずなのです。

現在、六年にもなろうとする不況は、伝統工芸の産地の、こうした活力を弱めています。表向きは、さほど職人の数は減っていないように見えます。しかし四〇歳代や五〇歳代という働き盛りの職人を探すとめっきり減りました。現在、日本で田園とみえる所でも団地が建っています。親のもとを離れ、核家族となった職人は、毎月のローンを支払わねばなりません。問屋は残庫をはかすのに懸命で、新しい制作の注文がなかなか出せません。毎月の支払いに迫られる職人は、他に職を求めざるを得ません。かつての現金なしでも半年や一年は過ごせたという産地の牧歌は消えて

編みや桁づくりがいて、漣き手の好みや癖に合わせて作っていました。今では各産地とも質編みさんたちを養う力はありません。そこで文化庁は、全国の紙漣き用具の技術者を集めた、二〇人ほどの組織を文化財保存技術に認定し、養成事業を補助しています。彼らは密接に協力し合って、全国の紙漣き用具を供給しています。

例えば本美濃紙の後継者は、地元の美濃市だけではなく、全国に呼びかける必要があります。初級の希望者を見つけ出すことが、今一番求められているのですから、文化庁も初級者の養成により攻めの施策をとったらどうでしょうか。

伝統工芸の問題はどうしても生業に関係するため、どろどろとした実態があり、文化庁の得意とするところではありません。しかし、私は文化庁の最大の力は、文化財の指定要件だと思っています。そこには自然材の長所を痛めずに取り出して使う精髄があります。後継者たちも時には、「ハイテクがめざましい現代に、なぜ、手づくりをするのか」と悩みます。その時の解答が、ここにあります。

機械文明のただ中で、なぜ手づくりに励まねばならないのか。伝統工芸の技術者や産地の存在理由を物語るもの、そして養成事業の究極の目標を示すもの、それが認定や指定要件の思想・哲学なのだと思えます。

《事例紹介》

1 重要無形民俗文化財

「綾子舞」の伝承者養成のあゆみ

柏崎市文化振興課綾子舞事務局 伊東 勉

はじめに

綾子舞は、出雲の阿国らの初期歌舞伎の面影を色濃く残している貴重な伝統芸能であり、小歌舞、囃子舞、狂言の三種類からなる。伝承の地は、柏崎市鶴川地区であり、およそ四〇〇年前、京都からきた女歌舞伎踊りの一座が小歌舞踊りを伝えたと考えられ、また、囃子舞と狂言は江戸時代に京都からきた狂言師が伝えたといわれている。今日まで高野田と下野の二集落に伝承されてきた。それぞれの集落では、特定の家々が集まって座を組織し、家の後継ぎの男たちだけが綾子舞をやることのできた。しかも、両座は対抗意識が強く、芸や稽古のやり方が相手の座に流れることを嫌ったという。したがって、まったく別個に保存伝承されてきたので、人数、衣装、踊り方、歌詞、台詞などに違うところがある。それぞれに得意とする演目もち、競合を避けてきたようである。戦後の伝承をみると、ようやく踊りが女性のものになり、その集落在

住の者であれば、男女を問わず大人、子どもも参加できるようになった。このように、それぞれの時代の波に影響されながらも、各座元では独自に伝承者養成に努めてきた。昭和五十一年、国の指定を受けたことで伝承者養成に弾みがついた。昭和四五年に鶴川小学校がクラブとして伝承学習を開始し、国指定を契機に小中学校とも全校体制で取り組むようになり、柏崎市もようやく支援に乗り出した。しかし、すでに過疎化は深刻な状況を迎えていた。

急激な過疎化による座元の危機

三〇年代の鶴川地区の世帯数は約五〇〇戸、人口は約三、〇〇〇人であったが、平成元年には一六〇戸、四九六人と過疎化は急激に進んでいた。当然、座元に所属する者の中にも挙家離村が相次ぎ、児童生徒は櫛の歯が抜けるように転校していった。そんな状況の中で伝承学習は続けられ、座元の公演活動に参加する者もいた。しかし、高校卒業後は綾子舞



恋の踊

補助事業を導入した伝承者養成の取組み

平成二年度末に中学校が閉校、そのとき小中学生は合わせて一四人、入学児童はゼロであった。各座元はお手上げ状態になり、柏崎市は独自の支援策を模索していた。そこに国の伝承者養成事業を導入することができたことは幸運であった。以来、「伝承者養成講座」を継続して、今年度で八年目になる。

(1) 第一期の取組み(三年度～五年度)

事業名は「文化財保存事業綾子舞伝承活動」である。まず講座参加者を確保する働きかけから始まった。座元の人達に加え、鶴川を去って、綾子舞を離れた人たちの復帰への働き希望者が増え、現在、小一から中三までの七二名が南中を会場に月一回程度の練習を熱心に続けている。踊五演目、囃子舞二演目、狂言一演目のうち一人一演目を中学三年まで続ける。毎年一月に発表会を開催し、全員が衣装を付けて舞台に立つ。学年が進むにつれ子どもたちの意欲は高まり、上達していく。保護者はもちろん、一般生徒の綾子舞に対する関心が高まり、希望制の伝承学習を進めやすい環境となっている。伝承学習は、豊かな人間性の育成に資するとともに、後継者養成につながる橋渡し策として重要である。

座元の伝承者養成の課題

両座元の綾子舞はいくつかの点で違いがあり、それが国指定の対象であることから、統合することはできない。したがって、今後とも伝承者養成は各座元の実情に即して対応していくことになる。具体的には、綾子舞を離れた中堅若手の復帰への働きかけ、伝承学習に参加している子どもたちが将来とも参加してもらえるかが課題である。

補助事業終了後は、現行の伝承者養成の方策を継続するには財政的な問題があり、市と後援会の協力を求めていく。また、体験教室の開設など講座募集の方法を工夫したい。特に両座元の若手伝承者の合同研修会をなんとか実現したいものと考えている。



伝承者養成講座

かけ、鶴川在住の綾子舞未経験者の勧誘、さらには一般市民を対象に参加募集をした。このようにして、人材確保に本腰を入れた結果、鶴川出身者以外の二名が初めて参加し、高野田が二六名、下野が一九名を確保して発足した。講座は六月から三月まで、年間二〇回程度を実施した。高野田は、「因幡踊」など三演目、「狸々舞」など二演目、狂言の「海老すくい」に取組む。下野は「小原木踊」など四演目、「恵比寿舞」など三演目、狂言の「海老すくい」、「三条の小鍛冶」に取り組んだ。そして、平成五年一二月に三年間の成果を公開する講座発表会を開催し、久しぶりにまわって多くの演目を市内外からの観客に披露することができた。

(2) 第二期の取組み(六年度～八年度)

引き続き県の「伝統民俗芸能等後継者育成補助事業」を導入した。六年度には新たに一三名が参加したが、講座を辞めた人たちもあり、総数四三名であった。他に地区の子どもや地区以外の子どもたち数名が親と共に

参加している。成果として特筆すべきは、狂言の復活である。長年、上演不能であった演目のうち、高野田は「掬摸」を半世紀ぶりに復活させ、また、下野は「閻魔王」を、さらに「布晒し」を二十数年ぶりに復活させた。これらを八年一月、国指定二〇周年記念公演の舞台で披露した。長老たちの元気なうちに舞や狂言を一つでも多く若手に伝えねばという使命感と、若手伝承者の情熱が復活へのエネルギーを生み出したといえよう。

(3) 第三期の取組み(九年度～一一年度)

今年度も、再び国庫補助事業を導入できた。「民俗文化財地域伝承活動国庫補助事業」であった。これで三年間、講座を継続するめどがあった。新規参加は男女三名であるが、講座から離れていく人たちもあり、現在は、高野田が二二名、下野は一八名である。今年度も演目の復活に力を入れ、高野田は「蟹の舞」、狂言の「閻魔王」、「鐘引」を復活し、下野は狂言の「佐渡亡魂」を復活させ、「田舎下り踊」に挑戦している。これらは九月一五日、十一月三日の現地公開の舞台上演され、初めて見る演目の新鮮さは観客を喜ばせた。

学校における伝承学習の新たな展開

学校の伝承学習は、鶴川小中学校の閉校後は、新設統合校南中学校と校区内三小学校に引き継がれた。今年度で五年目になる。年々

《事例紹介》

2 選定保存技術「玉鋼製造」
「日刀保たたら」創設二〇年を迎える

（財）日本美術刀剣保存協会 たたら課長 鈴木卓夫

結言

世界に誇る鉄の工芸品である日本刀は、「たたら」と呼ばれるのが国古来の製鉄法によって生産される「和鉄」、特にその中であつて極めて品質の優れた「玉鋼」を使用することによつてその真価が発揮される。

しかしながらこの日本刀製作として欠くことのできない玉鋼は、昭和八年から同二〇年にかけて操業された「靖国たたら」を最後に以後ほとんど生産されず、また当時の残存分も払底し、そのために国の重要無形文化財に指定されている作刀技術を保存するうえで危機に直面することとなった。

そこで（財）日本美術刀剣保存協会は、昭和五二年に国庫補助事業として、島根県仁多郡横田町に残された旧「靖国たたら」の「高殿」（たたら操業を行う建家）と「炉床」に修復を加え、さらに附属施設である「鋼場」（鉄を破碎する建物と装置）などを新設し、「日刀保たたら」として復元し、玉鋼の生産及び技術者

の養成を行うこととなった。
第一回目のたたら操業は昭和五二年一月八日、故高松宮殿下の御台臨を仰ぎ火が入り、今年で二〇年目を迎えることとなったが、はからずとも文化庁より本事業の状況についての執筆依頼を受けることにより、ここに論ずるものである。

たたら製鉄と日本刀

たたらとは、粘土で築いた炉で、原料を砂鉄とし、燃料に木炭を用い、送風動力に備用して、極めて純度の高い鉄類を生産する日本古来の製鉄法をいう。日本における製鉄の歴史は製鉄遺跡からみた場合には六世紀後半から七世紀初頭とされるものが最も古く、その代表的なものに岡山県久米郡久米町の大蔵池南遺跡がある。ここで発見された炉は、縦八〇cm、横四〇cmの長方形で、このような小規模のものを「野だたら」といい、近世に入つて完成された「高殿式たたら」と区別されている。

たたら操業と技術者の養成

たたら製鉄はまず「下灰」から始まり、「築高殿式たたら」とは、野だたらが山野で小規模に営まれるのに対し、建家の中で大量の砂鉄と木炭をもとに大型炉で大規模に営まれ、「鉄」・「鋼」・「銑」などを大量に生産するものである。前述のとおり鋼の中でも特に優れた部分に玉鋼というが、これは主に日本刀の材料に、また鋼に比べて炭素量の多い銑は鋳物用に、また鉄は農具などに供され、たたらはわが国における製鉄史上極めて重要な存在として伝承されてきた。

わが国における鉄の工芸品は、ほぼ明治に至るまでそのほとんどがたたら製鉄に依存されてきた。しかし残念なことに「洋鉄」（外国産の鉄）が導入されると、多くの鉄工芸品は和鉄から洋鉄にかわり、そのためにその工芸品のもつべき機能の低下をもたらしこととなった。

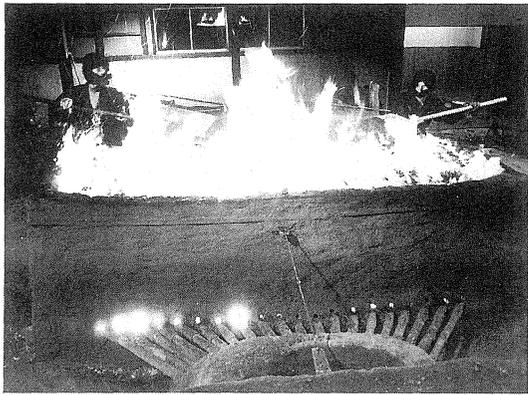
日本刀がその用を終え、今日新たに美術工芸品として息づいているのは、日本刀独特の「折り返し鍛錬」、「芯鉄」と「皮鉄」による複合体、そして焼入れといった、いろいろな高度な技術があつたことにもよるが、それ以前に最も重要なのは日本刀の素材に優秀な玉鋼が使用されていることにある。

結言

以上述べたように、本協会は昭和五二年、たたら製鉄を復活することにより、国から選定保存技術保存団体として、また村下である安部由蔵氏（明治三五年生まれ）、久村敬治氏（明治三六年生まれ）（共に物故）の二名が選定保存技術保持者として認定され、文化庁の指導のもとに技術者の養成を行うこととなった。

そして昭和六一年には養成員であつた木原明氏（昭和一〇年生まれ・横田町在住）が新たに認定を受けることとなり、前述のとおり現在日刀保たたらでは村下木原明氏と村下代行の渡部勝彦氏の指導のもとに九名の後継者が養成され、その成果が明確になつていくことは誠にもつて喜ばしいことである。

去る一月五日、本年度初の日刀保たたらの火入式が行われた。期せずしてこの日は成人の日であり、成人した日刀保たたらの姿を頼もしく感じた次第である。



たたら吹き

炉・「砂鉄」と「木炭」の装入・「鋸出し」の順で行われ、これには七日を要する。下灰とは炉床の保温と乾燥をはかるため、薪を焚いて、これを「しなえ」という長い棒で叩きしめ、いわゆるカーボンペットをつくる作業をいう。下灰が終わると築炉に移るが、炉は「元釜」・「中釜」・「上釜」の順に構築され、これに用いる土を「釜土」といい、特に釜土の良否はたたら操業に大きく影響するところである。

炉の法量は約長さ二m七〇cm、幅九五cm、高さ一m二五cmで、炉の両側には各二〇本（計四〇本）の送風管が配され、四挺の木製輪か

ら発する風はこの管から炉内へ送られる。

作業工程のうち、火入から送風停止までの三昼夜約七〇時間を特に操業というが、この間約三〇分おきに砂鉄と木炭がくべられるが、炉を監視し続け砂鉄を装入する村下（たたら操業の長）にとつては極めて厳しい仕事となり、この三昼夜の操業を一代と呼んでいる。

補対象はこのうちの三代（二日間）行われ、一見研修時間が少ないようにとられるかもしれない。しかしこの研修にあたっては砂鉄・釜土の採取、炭焼き、また操業後における鋸の破碎選鉱といったように仕事は誠に多岐にわたり、ほぼ年間を通しての仕事といつてよい。

一代に用いる砂鉄は約一〇t、木炭は二二tで、砂鉄は鳥取県境近くに位置する羽内谷から採取されるもので、リン・イオウなどが非常に少なく、これは真砂鉄と呼ばれ、その品質の良さは世界的にも有名である。

三昼夜の操業が終わると鋸出しへ移る。鋸出しは総勢一名が配置につき、村下の合図で炉を崩し、鋸を取り出す。鋸の形状は長方形で、法量は長さ約平均二m六〇cm、幅九〇cm、重量は三t近く、この中から玉鋼、その他銑などが「鋼造師」の手によつて選び出される。

以上がたたら操業のあらましであるが、これには前述したとおり七日間を要し、その配分は準備作業に三日、操業に三日、鋸出しに一日であり、技術者の養成はこの作業全体を通じて行われることになるが、現在木原明村下等の指導のもとに九名の者が研修作業にあつている。

研修（たたら操業）は毎年一月中旬より二月初旬まで四代（四回）二八日間、ただし

《施策紹介》 伝統文化を未来に継承するために

文化財保護部伝統文化課

文化財保護法では、「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「伝統的建造物群」の五つの分野が文化財として定義されており、国の保護の対象となっている。また、文化財として定義されていないが、「埋蔵文化財」、「文化財保存技術」についても同様に保護の対象となっている。

文化庁文化財保護部伝統文化課では、このうち「無形文化財」、「民俗文化財」、「文化財保存技術」の保護の業務を行っている。このなかで民俗文化財の有形部分、つまり有形民俗文化財以外は、目に見えない技艺、技術である。これらの伝統文化をこれまで守り伝えてきたのは人であり、今後もし守り伝えていくのも人である。

このことを踏まえ、文化庁では、伝統文化を支える人材の養成・確保を重要課題として次のような施策を講じている。

(1) 無形文化財に係る 人材の養成・確保

文化庁では、歌舞伎、能楽などの芸能や陶芸、染織などの工芸技術の中で芸術上の価値が高く、歴史上重要な無形文化財を重要無形

文化財に指定し、その技艺・技術を高度に体现する人、団体を保持者又は保持団体に認定している。

①重要無形文化財保存特別助成金（補助金）

重要無形文化財保持者（いわゆる人間国宝）が行う、後継者養成や保持者自身の技艺・技術の錬磨に必要な経費（材料費、備品購入費など）に対し補助を行っている。

②重要無形文化財保持団体伝承補助（補助金）

重要無形文化財保持団体が行う、後継者養成などの事業に必要な経費（講習会、成果発表会など）に対し補助を行っている。

③重要無形文化財等公開補助（補助金）

重要無形文化財等の公開に必要な経費（会場費、パンフレット作成費、作品等運搬費）に対し補助を行っている（日本伝統工芸展、能楽特別鑑賞会、組踊特別鑑賞会）。

④伝統文化伝承総合支援事業（補助金）

無形文化財・民俗文化財・文化財保存技術のうち、地方公共団体が保存伝承計画を策定して保護しようとしている伝統文化の後継者養成事業などに必要な経費（講習会、成果発表会など）に対し補助を行っている。

⑤日本のわざと美展

重要無形文化財保持者や重要無形文化財

保持団体の作品及び製作工程見本、選定保存技術保持者や保存団体の関係資料を展示する展覧会で、文化庁・開催都道府県教育委員会・開催館とが共催する。平成九年度は、秋田県立博物館（会期：平成九年一月二日～二月三日）、石川県立美術館（会期：平成一〇年一月四日～二月一日）の二会場で開催する。

(2) 無形民俗文化財に係る 人材の養成・確保

衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習のうち国民の基盤的な生活文化の特色を示すもの、民俗芸能のうち芸能の発生、成立、変遷の過程を示すものを重要無形民俗文化財に指定している。

①民俗文化財地域伝承活動補助（補助金）

重要無形民俗文化財の後継者養成事業・現地公開事業、無形民俗文化財の伝承教室・講習会・周知事業に必要な経費に対し補助を行っている。

②国際民俗芸能フェスティバル

アジアの民俗芸能は、日本の民俗芸能と関連が深いことから、これらの民俗芸能を日本に招へいし、日本の民俗芸能と一緒に公演する。平成九年度は、中国、韓国、フ

イリピンの三カ国から招へいし、犬山市民文化会館（平成九年一〇月一日、一二日）、江津市総合市民センター（平成九年一〇月一八日、一九日）、長野県民文化会館（平成九年一〇月二五日、二六日）の三会場で開催した。

(3) 文化財保存技術に係る 人材の養成・確保

文化財の保存に欠くことのできない伝統的な技術または技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術に選定し、これらの技術または技能を正しく体得している人または選定保存技術の保存上適当と認められる事業を行う団体を、保持者または保存団体として認定している。

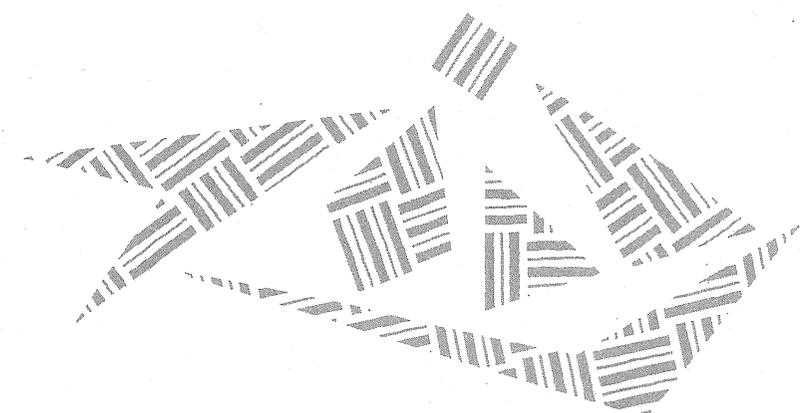
①文化財保存技術保存事業（補助金）

選定保存技術保持者・保存団体の行う後継者養成・技術の錬磨などの事業に必要な経費に対し補助を行っている。

②文化財保存修理技術者養成研修

文化財保存修理に従事する中堅技術者が、より高度な技術及び知識を修得するために、文化財保存修理を行っている個人もしくは団体のもとで、特定の研修内容・研修目的に沿って行う研修に対し、研修費を交付す

るものである。



わかみやいろさきむたせつこうきょう
若宮井路笹無田石拱橋 (大分県竹田市)

撮影/三沢博昭

農業用水を通すためにつくられた石造の橋。円形のアーチを用いた構造で、上部に水路(大分県ではこれを「井路」と呼ぶ)がある。「石拱橋」は石造のアーチ橋を意味する。少しわかりにくいですが、写真をよく見ると橋の上面と平行に線が入っており、線を境に石の積み方が違っている。この線から上が水路となっているのである。

大分県竹田市及び周辺の一帯は、山あいの地で広い耕地を確保することが困難であった。このため、数少ない平地を耕地にする必要があり、そこに水を引くことが大きな課題となった。一方、大分県には、地元で産出する石材を利用して、江戸時代以来多くの石橋がつくられていた。そこで、石橋の上に水路を通すことによって、水源から各所に水を配することが可能になり、多くの耕地がつくられたのである。石造の水路橋は、この地方の農業発展に大きく貢献した建造物なのである。

この橋は、道路と河川を越えて井路を通す必要がある場所につくられている。2つの大きなアーチで道路と河川をまたぐ姿が美しく、デザイン・建設年代・用途が異なる3つの橋(水路橋、道路橋、鉄道橋)が並び景観も独特で美しい。

(文化財保護部建造物課文化財調査官 後藤 治)

編集後記

前の世代の人から伝えられ、次の世代の人へ伝えていく伝統文化。その伝承は、たくさんの人々の努力によって成し遂げられるものではないでしょうか。

さて、振り返って私とは考えてみると、伝統文化に携わった記憶がありません。お祭りといえば屋台の焼きそば、たこ焼き。そこで演じられる太鼓や踊りにはなにも興味を持たずに30数年。恥ずかしい限りです。皆さんはいかがでしょう。私と同じだという人、せめてテレビでもいいから、伝統文化に触れてみませんか。きっと子どものころのなつかしい気持ちがおよみがえるでしょう。

(追伸)

初めて文化庁月報の特集を担当しました。正直これほど大変だとは考えてもみませんでした。特集の原稿を書いて下さった皆様方、ありがとうございました。この場を借りてお礼を申し上げます。

(TM)

文化庁月報 11月号 (通巻350号)

平成9年11月25日印刷・発行

編集 - 文化庁

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

発行 - 株式会社きょうせい

本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12

本部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16

電話 編集 03(3571)2126

販売 03(5349)6666

振替口座 00190-0-161

印刷所 - (株)行政学会印刷所

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、筆者個人の見解であることをお断りいたします。

定価540円 本体514円 送料76円

年間購読料6480円

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

広告の問い合わせ・申し込み先

(株)きょうせい営業第一課広告係

電話03(5349)6657 (ダイヤルイン)

©1997 Printed in Japan

ISSN 0916-9849

本誌は本文用紙に再生紙を使用しております。